

滋賀県湖北地域振興局木之本建設管理部  
〒529-0426  
滋賀県伊香郡木之本町黒田 1234  
TEL 0749-82-3434 FAX 0749-82-2654  
E-mail ha36@pref.shiga.jp  
URL <http://www.pref.shiga.jp/h/ki-doboku/>

賤ヶ岳の麓は、三味線などの楽器系(絃)の製造が継承されてきた地。現在では養蚕農家は無くなってしまいましたが、長野産の繭を原料に和楽器の糸を紡ぎ、全国需要の8割をまかっています。沖縄の三線(サシ：蛇皮線)と言う楽器をご存じですか？沖縄の三線の絃もほとんどが伊香産。さとうきび畑の向こうに、伊香の田園風景が感じられるかもしれませんね。



## お知らせボックス

### 【滋賀県屋外広告物条例】



管理建築課 管理担当 TEL (0749)-82-3705 (直通)  
(0749)-82-3434 (代表)

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝祭日を除く)

**屋外広告物**とは、常時または一定期間継続して屋外に表示されるポスター、張り紙、立て看板、広告板、広告塔などで、これらが営利的または宣伝的目的を有するかどうかは問いません。その表示内容も、単なる個人の名前、法人の名称、取扱い商品等の文字表示から会社や商品の商標、シンボルマークまで、すべてここにいる屋外広告物になります。

滋賀県屋外広告物条例では、**屋外広告物の禁止区域**と**許可区域**が定められています。

**禁止区域**は、美観風致を維持することが特に強く要請されている地域をいい、ここでは原則として屋外広告物は出せません。**許可区域**では、屋外広告物を設置するにあたり美観風致を維持するため、原則として滋賀県知事の許可を必要とします。このほかに、どのような場合にも出してはいけない**禁止広告**、また、原則として広告物を取り付けられない**禁止物件**が定められています。

#### 許可申請手続きについて

伊香郡内において広告物を掲出しようとする方は、**管理建築課の管理担当までご相談下さい。**

## —ことばNOW—

### 台風 (気象庁HP要約)



熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s 以上になったものを「台風」と呼びます。

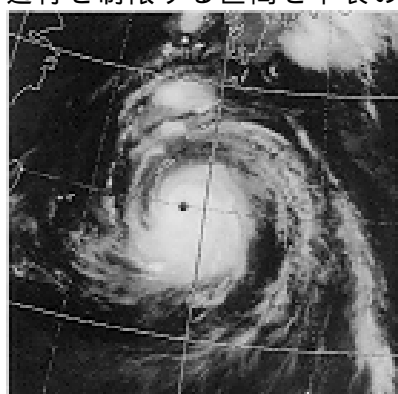
台風は、上空の風に流されて動き、また地球の自転の影響で北に向かう性質を持っています。そのため、通常東風が吹いている低緯度では台風は西に流されながら次第に北上し、上空で強い西風(偏西風)が吹いている中高緯度に来ると速い速度で北東に進みます。

台風は、暴風とともに大雨を伴います。台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせます。また、暖かい湿った空気が台風に向かって南の海上から流れ込むため、日本付近に前線が停滞していると、その湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがあるので注意が必要です。

木之本建設管理部では、台風、大雨などの異常気象時に土砂崩れ、落石などの災害からドライバーのみなさまを守るため、あらかじめ定められた連続雨量に達した場合、「通行止」など道路の通行を制限する区間を下表のように設けています。

#### 管内の異常気象時通行規制区間一覧

| 路線番号 | 路線名     | 規制区間           | 規制雨量  |
|------|---------|----------------|-------|
| 303  | 国道303号  | 木之本町川合～木之本町金居原 | 100mm |
| 365  | 国道365号  | 余呉町中河内～余呉町椿坂   | 100mm |
| 285  | 中河内木之本線 | 余呉町菅並～木之本町川合   | 90mm  |
| 336  | 塩津浜飯浦線  | 西浅井町塩津浜～木之本町飯浦 | 180mm |
| 512  | 葛籠尾崎塩津線 | 西浅井町菅浦～西浅井町岩熊  | 100mm |
| 513  | 葛籠尾崎大浦線 | 西浅井町菅浦～西浅井町大浦  | 100mm |
| 557  | 西浅井マキノ線 | 西浅井町大浦～マキノ町界   | 120mm |



(気象庁提供)

## 第3回 河川砂防課 河川担当

## 各課紹介

管内の主要河川には、高時川、杉野川、余呉川、大川、大浦川などがあります。これらの河川は、地勢上流路延長が短く、急峻で水源山地の地質状況と相まって、多くは扇状地帯で天井川を形成し災害を受けやすい状況です。

河川担当の主な事業は、治水対策、洪水対策として河川改修を行っています。規模の大きい補助事業では余呉川・大川で施工している「広域基幹河川改修事業」があります。それ以外に、県単独の河川改良工事の施工を行っています。また、河川の維持補修や環境整備も行っています。地域と連携を図りながら河川敷や護岸の整備を行っており、中でもみずべみらい再生事業については、高水敷の整備・環境に配慮した護岸工など自然にやさしい事業を推進しています。



連絡先 河川砂防課 TEL (0749)82-3896 (河川担当直通)  
(0749)82-3434 (代表)  
受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)

## 秋の味覚

- 木の実類 : 栃の実(風が吹いたら落ちています。)  
<料理> 灰汁抜き後、栃もち、栃饅頭・栃せんべい等  
ヤマイモ・ヌカゴ・クリ・クルミ・カヤの実・椎の実
- キノコ類 : スベリゴケ・ヨノミタケ・スギタケ・シイタケ・シメジ・(マツタケは外国産? ^^;)
- その他 : アケビ・秋ミョウガ・カタナシ・シグレナシ・ワサビ



## 古道紀行



関所跡の石碑と道標

道(刀根越え)の分岐点(「右えちぜん かが のと道 左つるが 三国ふねのりば」と書かれた道標(写真)が残る)として重視され、江戸時代の初期より関所が設置されていました。関所とは、要路または国境に設けて、通行人、通過貨物を検査し、脱出や進入に備えたところで、律令時代に治安維持のため制度化されたのが始まりです。関所破りは重罪に処せられたようです。柳ヶ瀬の関は、彦根藩の支配下にあり、五十石取りの武士2人と番役8人が管理し、夜間の通行は一切許さず、女改めが特に厳しかったといわれます。江戸時代に老中より出された、関所を管理していた役人に対する掟が今も残されています。

- 一、鎖を暮六つにおろし、明六つに上げ、夜中通る者はよく調べ明けてから通すこと
  - 二、番所はいつも明かりを灯し、まぎらわしい者はよく見分けること
  - 三、六人のうち二人ずつ番をし、少しもなまけてはいけない
  - 四、いつも番所を清潔にし油断してはならない
  - 五、大名が通るときは、関所の長以下床より降りて謹んでお通り願うこと
  - 六、効力のない証明(手形)の場合は長から直々に調べること
  - 七、番所で曲事(賭事などの悪い遊び)をしてはいけない
  - 八、通行者から物や金をもらってはならない
  - 九、道具(鉄砲、槍、火薬、弓、提灯)はときどきほこりを落として手入れすること
- 右の通り申しつけるから左様心得、万事心をつくして、少しも油断なく勤めるように

北国街道 - 柳ヶ瀬の関 -  
(伊香郡余呉町柳ヶ瀬)

北国街道は、近江と北陸をつなぐ主要な道路で、彦根市下矢倉町で中山道と分岐し、湖北地方を南北に縦断して越前へ向かっています。「今庄朝立ち、木之本泊まり、中河内で昼弁当」と歌われているように、木之本、中河内、今庄は、北国街道の宿場町として栄えていました。江戸時代には、正規の宿場間に設けられた旅人休息の宿として、間宿(間村)というものもありました。柳ヶ瀬は、木之本宿の次に位置する間宿で、加賀屋、越前屋などの屋号をもつ旅籠が軒を連ねていたようです。

柳ヶ瀬は、北国街道(栃の木越え)と若狭街道



江戸老中

## みちしるべ

にしんすいどう  
西野水道

滋賀県伊香郡高月町西野

自動車：県道木之本長浜線（湖岸道路）から琵琶湖側へ2分

電 車：JR北陸本線高月駅下車 徒歩1時間 自動車10分

県指定史跡「西野水道」は、近江の「青の洞門」と呼ばれています。西野は、高月町西部の北と西を山に囲まれた低地にあり、余呉川の氾濫水や近郷の雨水がことごとく流れ込みました。

江戸時代、地元の僧・恵莊は、洪水時の余呉川の放水路として、琵琶湖に面する西山に岩穴を掘り抜くことを発案し、彦根藩の理解を得、住民を説得し、実現に向けて取り組みました。

岩穴は、石工と地元住民らが工事をし、5年の歳月をかけ1845年（弘化2年）に完成しました。長さ227m、幅1.5m、高さ2mの岩穴の工費は、1,275両（現在の価格で約5億円）と記録されています。

およそ160年前に地域を洪水から守るため行われた大土木事業ですが、工事は、石工がノミで掘り進め、多数の村方人足の協力により進められました。岩穴は、硬いところでは深夜までかかって1日に2寸（6cm）しか掘り進めず、石工が辞めてしまい中断したこともありました。恵莊の悲願と信念、村人の努力と執念により、想像を絶する困難を乗り越え造られたと記録されています。

彦根藩は、恵莊の至誠と功績をたたえ、上人の称号を贈ったといいます。西野水道は、住民が自ら生活を守ろうと立ち上がった、封建体制下ではまれな、民間主導の土木事業で、近世の民衆活動を物語る貴重な遺跡とされています。地元では恵莊の遺徳をしのぶ「西野水道まつり」を毎年催しています。

1980年（昭和55年）には、3代目の放水路となる余呉川西野放水路（延長286m、幅10.3m、高さ10.3m、工費36億円）が完成し、現在に至っています。

2002年（平成14年）5月29日に県指定史跡「西野水道」が6年ぶりに通行可能になりました。照明施設がないため、立ち入る際には懐中電灯が必要になります。 長靴の用意もお忘れなく・・・(^ ^)



## ウッディパル余呉

滋賀県伊香郡余呉町中之郷

TEL：0749-86-4145

自動車：木之本ICから国道365号福井方面10分 右手3分

電 車：JR北陸本線余呉駅下車 徒歩45分 自動車5分

自然いっぱいのウッディパル余呉は、年間を通じて様々なアウトドアが楽しめるレクリエーション施設です。ログハウス風のコテージで宿泊、キャンプをはじめ、アスレチック、パターゴルフ、テニス、冬のスキーなどスポーツレクリエーション施設も充実しています。仲間や家族で大自然の中で心も体もリフレッシュ出来ます。森があって川があって、おいしい空気があふれていて、人が集まって。しあわせな時間がゆっくりと流れ、みんなの心を満たしていきます。



アスレチック



ログハウス風コテージ



テニスコート

# 余呉湖ダム

## 水質保全事業

余呉湖は、昭和34年より余呉川の治水対策や湖北の灌漑用水確保のためダム運用を開始し、管理を行っている私どもでは便宜上、「余呉湖ダム」と呼んでいます。

滋賀県では、平成2年の余呉湖水質保全検討委員会の提言を受け、曝気循環により植物プランクトンが湖面にて日射を受けにくくし増殖抑制(光制限)効果を図ると共に、湖底への酸素供給により湖水へのリン栄養負荷の多くを占める湖底無酸素区域からのリン溶出の抑制を図ることとしました。平成5年に全国的に水道水源の貯水池などで用いられている間欠式空気揚水筒を稼働させました。

現在では3基の間欠式空気揚水筒を運転しており、設置前に比べると湖水の循環が促進されていますが、依然として夏場には低層部が無酸素状態となっています。平成元年から平成3年頃の連続的なアオコ大規模発生などは見られなくなっていますが、平成8年の大発生や、沿岸滞留域の発生は続き、平成12年の冬には北海道などで見られるアフアニゾメゾンといういわゆる冬季アオコが発生するなど、今なお予断を許さない状況にあります。

このような状況で、早急に余呉湖の水環境を改善するため主要因である湖底無酸素区域の解消を目的として、平成12年度から国土交通省の国庫補助事業採択を受け、余呉湖ダム貯水池水質保全事業を開始しました。平成14年6月には、低層部に集中的に酸素を送り込み、底泥栄養塩類の溶出を抑制することを目的として、底層(深層)曝気装置を稼働しています。



底層(深層)曝気装置

# 道路事業

## 交通安全施設整備事業

交通安全施設整備事業の中には、歩道を付けるものやガードレールの設置もありますが、今年は木之本建設管理部管内の主要な箇所道路情報表示板を整備します。道路の通行止や道路工事など、ドライバーに必要な情報を見てもらえるようになります。

### 除雪についてお願い

雪の季節が近づいています。降雪期には早朝から除雪作業を行い、交通の確保に努めることにしています。作業が円滑に進み効果を十分発揮できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。



道路情報板

## 編集後記

「木之本建設管理部らしさ」を広く発信する「I K A G O 通信」も今回で第3号となり、内容も一段と充実してきたように思いますが、皆さんどのよう感じられましたか?(^^;)

皆さんも「木之本建設管理部のこんなことが知りたい。」とか「湖北のここへ行ってみたい。」など、「I K A G O 通信」で取り上げあげてほしいテーマ、その他ご意見ご要望などがございましたら、なんなりとご連絡ください。スタッフ一同心よりお待ちしております。(\*^\_^\*)

発行 木之本建設管理部パブリシティ委員会  
事務局 計画調整課 TEL 0749-82-3881